

事務連絡
平成30年7月20日

各都道府県・指定都市教育委員会文化部活動担当課
各都道府県私立学校主管課
各國公立大学担当課 御中
構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方
公共団体の学校設置会社担当課

文化庁文化部芸術文化課

文化部活動の熱中症事故の防止について（周知）

この度、7月17日に愛知県において小学校1年生の児童が校外学習後に熱中症によって死亡するという痛ましい事故が発生しました。

文部科学省は、このことを受け、別添のとおり全国の国公私立の学校等に対し、熱中症事故防止に万全の対策を講ずるようお願いしているところです。

学校の管理下における熱中症事故はほとんどが体育・スポーツ活動によるものですが、文化部活動や、屋内での授業中においても発生しています。

各位におかれましても、熱中症事故防止に御高配を賜りますようお願いします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれましては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校主管課におかれましては、所轄の学校法人、学校に対して、各國公立大学担当課におかれましては附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれましては所轄の学校設置会社等及び学校に対して、このことについて周知されるようお願いします。



(本件に関する問合せ先)
文化庁文化部芸術文化課
TEL:03-5253-4111 (内線 2832)